

# 旭川市まちづくり基本条例(仮称)の特徴

## まちづくりの基本となる条例

これまでのまちづくりの積み重ね(各基本条例)を体系化し、まとめあげたもの

- ①市民がよりいきいきと活躍できるまちづくりの発展を目指す条例
- ②私たちが暮らす身近な「地域」について規定
- ③旭川らしさなどの地域資源をいかし、「まちを育てる」条例
- ④北北海道における旭川の役割など、「広域」について規定

「まちづくりの基本となる条例」のイメージ

まちづくり基本条例

総論

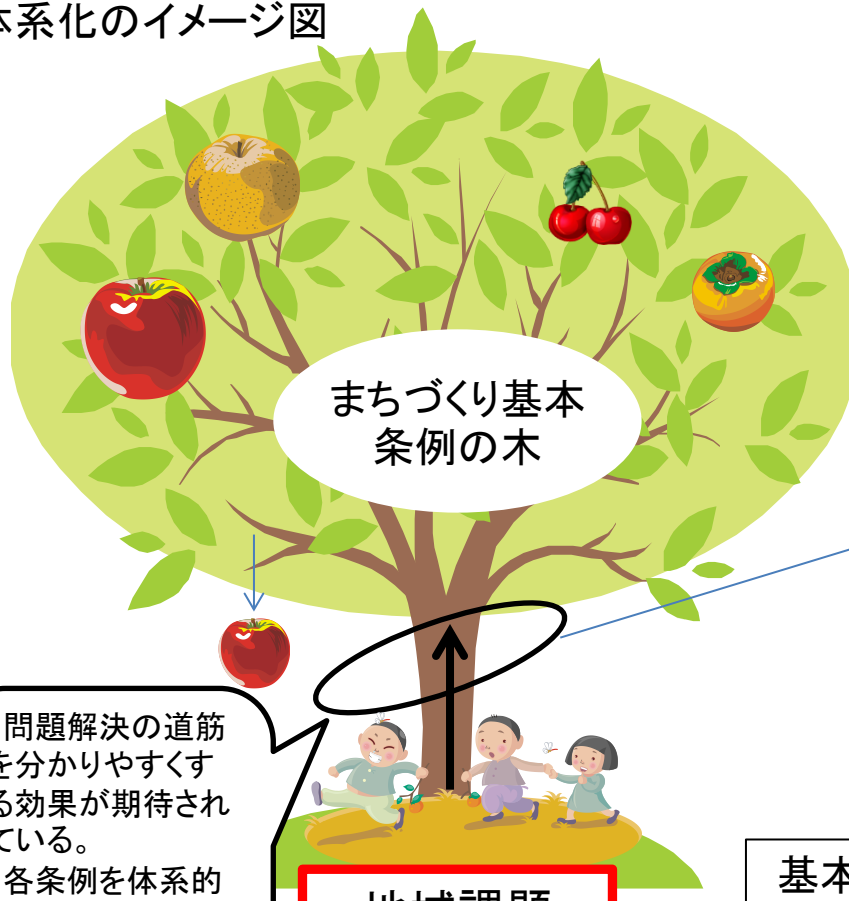
各論

各基本条例

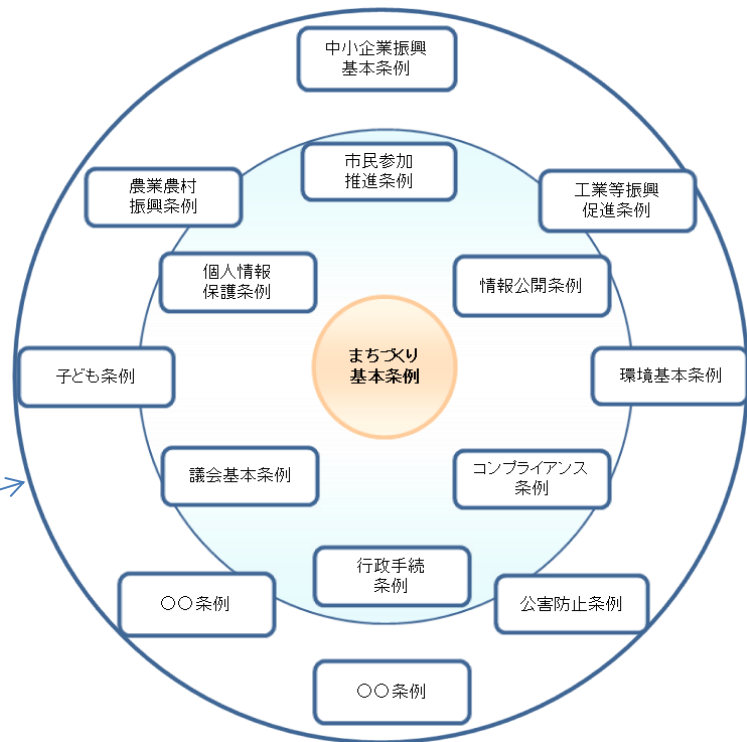
総論

各論

体系化のイメージ図



- ・問題解決の道筋を分かりやすくする効果が期待されている。
- ・各条例を体系的に束ねる役割
- ・既に各条例があり、解決できることが多くある。



基本条例の位置付け

- ・条例間の優劣はないが、まちづくりにおける基本理念や仕組みを総合的に定めている。
- ・本市におけるまちづくりの基本となる条例
- ・市民及び市は、この条例の趣旨を踏まえてまちづくりを推進する。